

地滑り基礎調査業務委託積算基準

適用範囲

本歩掛は、工砂災害警戒区域等における工砂災害防止対策の推進に関する法律第4条の規定に基づき基礎調査のうち、地滑りに係る基礎調査に適用する。
なお、本歩掛は福島県内全域に適用する。

(1) 計画準備

単位：人

職 種 区 分	単 位	直接人件費						
		主任技術者	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
計画準備	1業務			1.00	2.00	2.00		

(2) 机上調査

単位：人

職 種 区 分	単 位	直接人件費						
		主任技術者	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
地滑りブロックの抽出(既往資料あり)	507ブロックあたり			0.25	0.25	0.30	0.30	
地滑りブロックの抽出(既往資料なし)	507ブロックあたり			0.30	0.30	0.40	0.40	

(3) 現地調査

職 種 区 分	単 位	直接人件費						
		主任技術者	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
人家等の立地状況調査	10箇所あたり				0.20	0.20		0.20
(1.0ha未満) 地滑り方向の設定 地滑りブロックの形状及び明瞭性及び活動性	107ブロックあたり				1.20	1.20		
(1.0ha以上5.0ha未満) 地滑り方向の設定 地滑りブロックの形状及び明瞭性及び活動性	107ブロックあたり				3.00	3.00		
(5.0ha以上10.0ha未満) 地滑り方向の設定 地滑りブロックの形状及び明瞭性及び活動性	107ブロックあたり				6.00	6.00		
(10.0ha以上30.0ha未満) 地滑り方向の設定 地滑りブロックの形状及び明瞭性及び活動性	107ブロックあたり				10.00	10.00		
(30.0ha以上) 地滑り方向の設定 地滑りブロックの形状及び明瞭性及び活動性	107ブロックあたり				12.00	12.00		

※人家等の立地状況を現地で確認するのとし、戸数調査は行わない。(人家戸数のカウントは机上調査で行う)

(4) 危害のおそれのある土地の区域設定(机上)

単位：人

職 種 区 分	単 位	直接人件費						
		主任技術者	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
地滑り区域の設定※1 危害のおそれのある土地の区域設定 危害のおそれのある土地等の調査※2	20区域あたり			2.00	2.00	2.00		6.00
著しい危害のおそれのある土地の区域設定 ※3	1区域あたり			0.40	0.40	0.40		1.20

※1 地滑りブロックのランク区分とブロックの統合を含む。

※2 人家戸数は住宅地図等を利用しカウントする。(机上調査のみ)

※3 ランクAの地滑り区域のみ実施。

(注)「ブロック」を統合した範囲を「区域」とする。

(4-1) 危害のおそれのある土地の区域設定(机上)【※修正用】

単位：人

職 種 区 分	単 位	直接人件費						
		主任技術者	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
地滑り区域の設定 危害のおそれのある土地の区域設定	20区域あたり			1.00	1.00	1.00		3.00
著しい危害のおそれのある土地の区域設定	1区域あたり			0.20	0.20	0.20		0.60

(注) 当該歩掛は、過去に基礎調査を実施した箇所(既存成果あり)において、危害のおそれのある土地等の修正設定を行うための業務に適用する。

(5)とりまとめ調書作成及び照査

単位:人

職 種 区 分	単 位	直接人件費						
		主任技術者	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
(1箇所あたりのブロック数:10未満) とりまとめ調書作成及び照査※	20箇所あたり				4.00	8.00	8.00	11.00
(1箇所あたりのブロック数:10以上20未満) とりまとめ調書作成及び照査※	20箇所あたり				4.80	9.60	9.60	13.20
(1箇所あたりのブロック数:20以上30未満) とりまとめ調書作成及び照査※	20箇所あたり				5.60	11.20	11.20	15.40
(1箇所あたりのブロック数:30以上) とりまとめ調書作成及び照査※	20箇所あたり				6.40	12.80	12.80	17.60

※当該歩掛は、「(1)計画準備」～「(4)危害のおそれのある土地の区域設定」までの一連の作業を行ったもののみに適用する。

(6)打合せ

単位:人

職 種 区 分	単 位	直接人件費			備 考
		主任技師	技師A	技師B	
業務着手時		0.50	0.50		
中間打合せ	1回あたり		0.50	0.50	
成果品納入時		0.50	0.50		

(注) 1. 業務着手時、中間時2回、成果品納入時の計4回打合せを計上。

(7)旅費交通費

地滑り基礎調査における現地業務及び打合せ時の旅費交通費は「設計業務等標準積算基準」により計上する。

(8)電子成果品作成費

電子成果品作成費は、「設計業務等標準積算基準」の土木設計業務等積算基準による。

(9)その他原価及び一般管理費等

その他原価及び一般管理費等は、「設計業務等標準積算基準」の土木設計業務等積算基準による。